

第17回人権施策推進審議会資料

令和6年度人権施策基本方針等 関連施策実施状況

（ 要 約 版 ）

高 島 市

は じ め に

本市では、世界人権宣言採択60周年という記念すべき平成20年の4月に、一人ひとりが生まれ持った資質を大切にし、それを誇りとし、その可能性をできる限り伸ばせる“尊重・互助・共生の地域社会”を築き上げるため、「高島市人権の実現を目指す条例」を施行しました。

条例では、市の責務として、「人権の実現を目指す地域社会づくりに関する施策を積極的に推進する」ことを定めています。これを受けて、市が各種の政策を決定し、具体的な施策を実施していく段階において、準拠すべき考え方として、平成20年9月に「高島市人権施策基本方針」を策定しました。

しかし、方針策定から7年が経過し、社会情勢が大きく変化する中、新たな人権課題にも対応していくため高島市人権施策推進審議会を中心に見直しを行い、平成28年1月に「高島市人権施策基本方針改訂版」を策定しました。

人権施策基本方針改訂版は、市が推進すべき「1.基本方策」として、(1)人権教育・人権啓発、(2)救済(人権が侵害された場合の相談・支援体制の充実)、(3)行政側の推進体制を掲げるとともに、「2.分野ごとの基本施策」として、(1)高齢者、(2)障がい者、(3)女性、(4)子ども、(5)同和問題、(6)外国人、(7)患者、(8)インターネットによる人権侵害(9)様々な人権問題の9つに分けて具体的な施策の方向性を示し、行政のあらゆる分野において、人権の実現を視点とする行政施策を推進していくこととしています。

この冊子は、人権施策基本方針改訂版に基づく行政施策の令和6年度の実施状況について取りまとめたものです。

目 次

1. 基本方策（１）人権教育・人権啓発	 1
(i 社会教育)	
① 人権教育研修・学習の工夫と充実	
② 公民館等社会教育施設における学習機会の充実	
(ii 家庭教育)	
① 子育てや親子・家族のあり方に関する学習機会の充実	
(iii 学校教育)	
① あらゆる教育活動中での人権教育の推進、工夫と充実	
② 教職員などの研修の充実	
(iv 人権啓発)	
① 市民を対象とする人権啓発の工夫と充実	
② その他（企業・事業所への人権啓発）	
〔評価と今後の改善取組〕	
1. 基本方策（２）救済	 5
① 総合的な相談窓口の設置	
② 専門的な相談窓口の充実（高齢者、障がい者、女性、子ども等）	
③ 相談機関の連携（国・県・NPO等）	
■ 進捗状況を示す指標とその数値	
〔評価と今後の改善取組〕	
1. 基本方策（３）行政側の推進体制	9
① 市役所内の推進体制	
② 市職員等に対する人権研修	
③ 国、県およびNPO等との連携	
〔評価と今後の改善取組〕	
2. 分野ごとの基本施策	
（１）高齢者	 11
① 社会参画の促進	
② バリアフリーの促進	
③ 一人暮らしや高齢者のみ世帯等への支援	
④ 介護サービスの充実	
⑤ 高齢者虐待防止への啓発と人権擁護	
⑥ 介護する側の人権の確保	
■ 進捗状況を示す指標とその数値	
〔評価と今後の改善取組〕	
（２）障がい者	 16
① ノーマライゼーションの理念等の普及啓発	
② 社会参画の促進	
③ バリアフリーの促進	
④ 一人暮らし障がい者や重度障がい者世帯等への支援	
⑤ 障がい者福祉サービスの充実	
⑥ 介護する側の人権の確保	
⑦ 障がい者虐待の防止	
■ 進捗状況を示す指標とその数値	
〔評価と今後の改善取組〕	

(3) 女性	 20
① 社会参画の促進	
② リプロダクティブ・ヘルス/ライツ、就労・子育て支援	
③ 介護支援	
④ DV(ドメスティック・バイオレンス)等	
⑤ 人権教育	
■ 進捗状況を示す指標とその数値	
〔評価と今後の改善取組〕	
(4) 子ども	 23
① 児童虐待防止・子育て支援	
② いじめ・暴力・不登校対策	
③ 少年非行対策	
④ 児童の権利に関する条約の普及啓発	
⑤ 子どもの安心・安全の確保	
■ 進捗状況を示す指標とその数値	
〔評価と今後の改善取組〕	
(5) 同和問題	 30
① 不当な差別の解消	
■ 進捗状況を示す指標とその数値	
〔評価と今後の改善取組〕	
(6) 外国人	 31
① 言葉の壁の解消	
② 不当な差別の解消	
〔評価と今後の改善取組〕	
(7) 患者	 33
① 療養環境の整備・地域医療体制の確立	
② 患者主体医療の確立	
〔評価と今後の改善取組〕	
(8) インターネットによる人権侵害	 35
① 人権侵害防止のための啓発と関係機関との連携による対応	
(9) 様々な人権問題	 36
① 犯罪被害者支援	
② 北朝鮮当局によって拉致された被害者等	
③ 刑を終えて出所した人	
〔評価と今後の改善取組〕	

・ 基本方策（１） 人権教育・人権啓発

人権の実現にとって、人権教育や啓発はなくてはならない取り組みの一つであり、人権施策基本方針においては、高島市の人権施策を推進するうえで欠かせない事業と位置付けています。

人権教育や啓発にあたっては、一人ひとりが、かけがえのない大切な存在であることを認識し、思いやる心や、かけがえのない命への意識を高めるとともに、私たち一人ひとりの積極的な行動が必要であるという人権の基本理念を普及させ、市民の理解を深めることを目指し、具体的な人権課題に取り組みます。

（ⅰ 社会教育）

①人権教育研修・学習の工夫と充実

すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現を目指すため、人権教育推進協議会、関係機関、各種団体、企業、事業所等が相互に連携をとり、各種の事業を行います。

ア 人権教育推進事業（社会教育課）

- ・ 高島市人権教育推進協議会会員研修会
- ・ 高島市人権教育研究大会
- ・ 人権標語・イラスト募集（7/4～9/8） 審査（11/30）
応募総数 2,586 点（小学生 1,737 点、中学生 849 点、イラスト 0 点）
- ・ 人権啓発DVDの購入および貸出（2 本購入、48 本貸出）

- ・ 高島市人権教育推進協議会各支部が地域に密着した活動を実施
- ・ 職場、団体、自治会での人権啓発 DVD 貸出による学習支援
（マキノ、今津、朽木、高島、新旭支部）
- ・ 地域研修会の開催

今津支部

「ハラスメントと人権」

講師：曾我 佳広 氏（滋賀県人権センター）参加者 16 人

安曇川支部

「人権アップデートの必要性」

講師：萩原 伸浩 氏（滋賀県人権センター）参加者 46 人

高島支部

ワークショップ「他人事から自分事へ」

講師：杉本 正紹 氏（滋賀県人権センター）参加者 27 人

新旭支部

「無意識の偏見と人権」

講師：萩原 伸浩氏（滋賀県人権センター）参加者 51 人

イ 人権教育基礎講座（人権教育推進協議会主催）

「子どもに関わるインターネット上の人権問題について」

講師：篠原 嘉一氏（NIT 情報技術推進ネットワーク（株））参加者：19 人

②公民館等社会教育施設における学習機会の充実

住民一人ひとりが豊かな生活を送るため、公民館等の社会教育施設を拠点として、各種講座や教室を開催します。また、地域住民の相互理解を図るための各種交流活動を実施します。

ア 社会教育一般事業（桜美林大学孔子学院高島学堂開設事業）（社会教育課）

中国語公開講座開設（全 16 回）

- ・ 6/1～7/27、10/5～11/30 までの土曜日 全 16 回

講師：李 風英 先生

初級 9 人、中級 6 人

イ 公民館講座・教室開催事業（社会教育課）

公民館等の社会教育施設

- ・公民館教室（子ども教室含む） 39 教室 延参加者数 4,051 人
- ・公民館講座 9 講座 延参加者数 583 人

（ii 家庭教育）

①子育てや親子・家族のあり方に関する学習機会の充実

子育て中の保護者向けに、「子どもにどうかかわり合うか」を基本的なテーマに様々な視点からニーズにあった講座を実施します。また、家庭や地域の教育力向上や人とのつながりを再認識し、大人も共に育つような研修会を実施します。

ア 家庭教育支援事業（社会教育課）

- ・子育て講座（共育学習会）おうちで簡単「親子運動あそび教室」
令和6年12月3日（火） 講師 服部 哲也 先生 参加者 56 人
- ・子育て講座（地域教育力向上講座）「おはなしの謎がとけるかな」
令和7年2月11日（火） 参加者 104 名
- ・子どもにどうかかわりあうか講座（全7回実施）
藤波こども園 「乳幼児期の今、大切なこと」参加者 30 人
高島小学校 「命の大切さ・心と体の発達」参加者 37 人
朽木中学校 「ネットの情報を正しく判断する力をつけよう！・子どもたちにネットの情報を正しく判断する力をつけさせるためには？」参加者 19 人
本庄小学校「母とのつながり」参加者 16 人
今津幼稚園「乳幼児の健やかな成長発達のための環境づくり」参加者 14 人
今津東小学校「反抗期の子どもとの関わり方」参加者 19 人
マキノ東こども園「乳幼児に大切にしたいこと」参加者 7 人

（iii 学校教育）

① あらゆる教育活動中での人権教育の推進、工夫と充実

学校のあらゆる教育活動のなかで、人権教育に取り組み、人とのふれあいや、生活の場をテーマとした参加体験型学習など、感性に訴えかける活動を取り入れて、様々な学習方法の工夫に努めます。

ア 人権教育の実施（学校教育課）

各学校の人権教育全体計画に基づき、いじめや差別の不合理性について学ぶ機会を設定できた。個別的な事柄についてどのように解決すべきかを考えたり話し合ったりする児童生徒主体の人権教育を実施した。また、各校で自尊感情を高める取組を工夫して実践した。

イ 中学生チャレンジウィーク（学校教育課）

市内全6中学校で実施し、働くことの意義や目的などについて学ぶことができた。また実施に向けて各校でマナー講座を実施し、社会人として必要なマナーや正しい言葉遣いについても学んだ。

ウ 森林環境学習「やまのこ」事業（森林水産課）

学校教育の一環として体験型の森林環境学習を実施し、森林や林業への関心を高め、次代の森林を支える担い手の育成を図った。

■森林公園くつきの森において、小学4年生を対象とした森林環境学習「やまのこ」事業を実施。

- ・専任指導員2名配置、14校 328人受け入れ
- くつきの森主催イベント「やまのこ番外編」として、やまのこ事業で受け入れた児童の家族に呼びかけ実施。24人受け入れ

エ つながり響きあう教育推進事業（社会教育課）

- ・学校のニーズや地域性などを活かし、それぞれの中学校区で特色ある取り組みを行い、地域と学校の連携体制づくりを促進した。（のべ約24,000人）

- ・全ての推進員が各学校運営協議会の委員として会議に参加し、地域学校協働活動について学校との連携を強めた。

市内各小中学校（１９校）×各５回

- ・地域学校協働活動推進員の会議を実施し、更なる体制整備に向けて情報交換等を行った。
- 年間６回（４月・６月・８月・１０月・１２月・２月）

② 教職員などの研修の充実

教職員の資質の向上と指導力の強化を目指し、各種研修の充実を図ります。

ア 人権教育研究大会の開催（学校教育課）

第５５回高島市人権教育研究大会を開催した。

（iv 人権啓発）

①市民を対象とする人権啓発の工夫と充実

市民の人権意識の高揚を図るため、人権講演会や街頭啓発活動を実施するとともに、市の広報誌やホームページを活用するなど、多様な手段を用いて啓発活動を行います。

ア 人権啓発活動推進事業（人権施策課）

- ・『YouTube 人権講演会』開催
 １２月２日～１２月２７日 再生回数 ３３９回
 「より良い人間関係のために ～気づかないうちに相手の心を傷つけていることはないですか？～」
 講師 鎌田 敏 氏
- ・「広報たかしま」人権啓発記事掲載
 人権擁護委員の日、人権週間、人権相談
- ・街頭啓発（人権擁護委員の日、同和問題啓発強調月間、人権週間）
 人権擁護委員、人権教育推進協議会役員、市職員により実施
- ・各種人権啓発ポスターの掲示
- ・防災行政無線による人権相談日等の放送
- ・人権週間・人権なんでも相談所開設のお知らせ

イ 人権擁護委員活動事業（人権施策課）

人権擁護委員活動

- ・特設人権なんでも相談所の開設（１２回）
- ・人権の花運動（新旭北小学校、新旭南小学校）
- ・全国中学生人権作文コンテスト用紙の配布
- ・街頭啓発（６月、１２月開催、人権擁護委員の日、人権週間）
 市内量販店２店舗
 人権擁護委員により実施
- ・施設訪問研修（やまゆりの里）
- ・県外研修（大阪高等裁判所、こども本の森中の島見学）
- ・人権教室の実施（２５回小中学校）
- ・スマホ・ケータイ安全教室（２校）
- ・ＳＯＳ ミニレターの配布（市内全小・中学生に配布）

② その他（企業・事業所への人権啓発）

企業は社会を構成する一員として大きな社会的責任を負っており、特に雇用の方としての企業・事業所には採用や雇用環境の整備の面で、人権尊重の取り組みがされるよう啓発を行います。

ア 企業内公正採用・人権啓発推進事業（商工振興課）

- ・事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員研修会（7月29日開催）
- ・市内企業訪問 103社
- ・企業内公正採用・人権啓発推進月間（7月1日～7月31日）
- ・高島市人権問題企業研修会（8月26日開催）
- ・人権啓発担当者研修会 13人（2月19日開催）

〔評価と今後の改善取組〕

（社会教育）

高島市人権教育推進協議会本部事業および支部事業の実施により高島市での人権教育の推進を図った。また、高島市人権教育基礎講座と人権擁護活動ブロック別合同研修会を開催した。

身近な人権課題について取り上げ、一人でも多くの方が命の尊さや人権の大切さに気付き、人権意識の向上につながるような内容とした。また、その研修会を受けて推進員が区・自治会における人権学習会を開催していただくよう依頼をしている。

地域の人権教育の継続を低下させないためにも、区・自治会や企業等で人権啓発DVDを活用してもらえよう周知していく。令和5年度より再開した対面式の講座・高島市人権教育基礎講座についても、開催を継続し、人権問題について考えてもらう学習の機会を確保する。

また、本市で16年ぶりの開催となる滋賀県人権教育研究大会について、大会の成功に向け現地実行委員会を設置し、総合的かつ横断的に進める。

（家庭教育）

関連団体とも協力しながら保護者への学習機会の提供や親子参加型の事業を実施した。専門家や地域の施設から講師を招き家庭教育講座を開催した。

関係団体にも協力いただきながら、関心の高いテーマを取り上げていく。

（学校教育）

人権に対する意識の高まりが見られるが、今後も身近にある課題に向き合い、解決していこうとする実践的態度を養っていかなければならない。各校で自尊感情を高める取組を推進し、人権教育推進主任会で実践を交流することができた。

教職員自身がさまざまな人権問題について正しい理解と認識を深めるとともに、人権感覚を高められるような研修を実施する。11月15日、16日に第69回滋賀県人権教育研究大会（高島大会）が開催されるので、さらに研修を深めたい。

（人権啓発）

YouTubeによる動画配信をすることにより企業人権担当者からも予定が合わせやすく、参加する人数が多くなり、人権啓発に繋がっているという感想を頂いている。

ハラスメントやジェンダーギャップなど社会問題を取り上げ、正しい知識をもって人権侵害につながらないよう、さらに啓発を行う必要がある。

1. 基本方策（２） 救済

人権が尊重される社会を築くために、人権侵害の発生や拡大を防止し、人権を侵害された被害者に対する実効的な救済を図ることは極めて重要な課題となっております。

しかしながら、被害者の法的救済や加害者の処罰は法務省や裁判所の所管事項であることから、市の救済の方策として、相談・支援体制の整備に努めます。

①総合的な相談窓口の設置

相談・支援の対象となる人権侵害が多様であることから、総合性・一般性を持つ相談・支援の窓口の整備に努めます。

ア 市民総合相談（市民課）

総合相談、総合相談窓口として相談全般について対応した。

イ 生活保護事業（社会福祉課）

1. 生活保護に関する相談および申請実績（カッコ内はR6実績）

新規相談件数 87 件（146 件）

保護申請件数 35 件（55 件）

保護開始件数 30 件（43 件）

保護廃止件数 36 件（43 件）

2. 被保護者への就労支援実績

就労支援事業対象者数 18 人（15 人）

内 就労継続 5 人（3 人）

内 就労・増収者数 2 人（1 人）

就労準備支援事業利用者数 10 人（10 人）

※被保護者就労支援事業委託料

（市内社会福祉法人へ委託）4,600,000 円

※被保護者就労準備支援事業委託料

（市内社会福祉法人へ委託）4,500,000 円

ウ 生活困窮者自立相談支援事業（社会福祉課くらし連携支援室）

経済的困窮や社会的孤立に陥った人の相談、自立に向けた就労支援や家計改善支援、一般就労にむけた就労準備支援、困窮世帯の子どもへの生活・学習支援について業務を委託し、個別支援とともに包括的な支援体制の構築を図った。

①生活困窮者自立促進関連事業 130,180 円

【自立相談支援機関運営委員会 2 回 委員 18 人】

②自立相談支援事業 13,100,000 円

【自立相談支援機関 2 か所、相談件数 81 件、就労支援件数 35 件】

③就労準備支援事業 9,000,000 円

【就労準備支援ホップ 1 か所、利用者数 70 人】

④家計改善支援事業 4,700,000 円

【家計改善支援プラン作成数 33 件】

⑤子どもの生活・学習支援事業 4,400,000 円

【実施場所（フリースペース） 6 か所、利用者数 13 人、実施総数 362 回】

⑥住居確保給付金 78,600 円

【離職者等への家賃相当額の給付 利用者数 1 人（3 ヶ月）】

⑦支援のための地域づくり事業 1,500,000 円

【みんなの福祉フォーラム 1 回（182 人）、しゃべり場 2 回（32 人）】

エ 地域共生社会体制構築事業（社会福祉課くらし連携支援室）

複合化した課題を抱える人や世帯の相談支援を、庁内部局や外部機関と連携して行った。住民の身近な圏域で地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備について、関係機関で組織した協議体で検討するとともに、個別対応時に連携ツールを活用することにより職員や関係者の意識醸成と連携強化を図った。

- ①地域福祉計画（第4次）の中間見直し 102,240 円
【計画策定委員会 2回、ワーキングチーム会議 2回】
- ②地域生活つむぎあいプロジェクト事業 4,588,249 円
【地域生活つむぎあい会議 2回】 【地域別くらし連携会議 各地域 3回】
【支援会議 58回】 【つむぎあいシート利用数 10件】 【相談件数 71件】
- ③参加支援事業（社会参加のためのつながり支援） 5,900,000 円
【利用者数 11人】
- ④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（家庭訪問等による支援） 5,200,000 円
【利用者数 9人】
- ⑤権利擁護に関する多機関協働事業（権利擁護支援の連携促進） 6,200,000 円
【権利擁護支援のための多機関協働に関する相談 52件】
- ⑥権利擁護支援ネットワーク事業（中核機関の整備にむけた取り組み） 229,050 円
【NW委員会 2回】 【個別支援会議 3回】

オ 行政相談事業（市民課）

行政全般に関する苦情や相談を受け、助言や関係機関への通知を行う。

- ・地区別相談会（行政相談員3人で実施）9回開催
- ・合同相談会（行政相談委員、市職員、司法書士、行政書士、県土木課、総務省滋賀行政監視行政相談センター）3回開催

カ 人権相談事業（人権施策課）

特設人権なんでも相談所を開設。市内開設延べ22回

（毎月原則第2水曜日に市役所新館にて、6月12月は市内6地域で開催。）

（6月、12月に人権街頭啓発）

② 専門的な相談窓口の充実（高齢者、障がい者、女性、子ども等）

利用者の中には一般的な指導・助言を求めるだけでなく、専門的な支援を必要とする場合もあることから、個別の問題についてより専門的に対応できる窓口の充実を図ります。

②—1 専門的な相談窓口の充実（高齢者）

ア 総合相談・権利擁護事業・成年後見制度利用支援事業（高齢者支援課）

○総合相談支援および高齢者虐待通報件数

総合相談件数 8,026件

内訳 基幹型（市）包括 4,227件

あいりんつむぎ地域包括 1,260件

高島・安曇川地域包括 2,539件

高齢者虐待（疑） 29件

(1) 高齢者虐待防止研修会

①一般市民向け 1回（32人）

②介護保険関係者向け（初任者対象） 1回（36人）

③介護保険関係者向け（管理者対象） 1回（43人）

(2) スキルアップ事例検討研修会 2回（延30人）

(3) 高齢者・障がい者虐待対応支援ネットとの連携

モニタリング会議 9回

コアメンバー会議 28回

(4) 成年後見制度利用支援

①市長申立て 3件

②審判請求助成 0件

③後見人等報酬助成 9件

②—2 専門的な相談窓口の充実（障がい者）

ア 障がい者相談支援事業（障がい福祉課）

「高島市障がい者相談支援センターコンパス」が、障がい者や家族の様々な相談に一元的に対

応し、情報提供、各種サービスを利用援助や調整等についてワンストップサービスを行い、障がい者の自立や社会参加の支援を図る。

委託先：社会福祉法人虹の会 高島市障がい者相談支援センター コンパス (R6.4～R7.3)

支援実人員 269 人 相談件数 延 6,681 回

イ 児童発達支援施設運営事業（児童発達支援センター）

心身の発達に課題を持つ未就学児童とその家族に対して、療育やカウンセリング、心理発達相談の支援を行う。また、認定こども園等への保育巡回相談を行い、障がい児保育の充実に努める。

（乳幼児に対する集団指導、親子指導、個別指導など）

延利用児童数（介護給付費請求対象児童数 820 人 開所日数 245 日

1 対 1 による集団指導、親子指導、個別指導と複数を担当する小集団指導の療育、心理士による保護者のカウンセリングを行った。

また、心理発達相談や県から派遣された P T、O T、S T による相談を行った。

ウ 障がい者福祉一般事業（障がい福祉課）再掲 →P18 (2)障がい者分野 ⑦-ア 参照

②—3 専門的な相談窓口の充実（女性）

ア 女性のための相談室（人権施策課）

ドメスティック・バイオレンス（DV）を含む女性のあらゆる悩みについて、働く女性の家においてフェミニストカウンセラーが相談に応じ、相談者自身が自分らしい生き方ができるよう解決策と一緒に探します。

年 36 回実施 47 件、出張相談 3 回

②—4 専門的な相談窓口の充実（子ども）

ア 子ども家庭相談事業（こども家庭センター）

家庭相談員、家庭相談スーパーバイザーを配置し継続的な家庭訪問、来所相談、電話相談、関係機関との連携、ケース検討の実施、子育て情報の提供等を行い、児童福祉の向上を図る。

・家庭相談員 3 人

・家庭相談スーパーバイザー 1 人

・児童相談実数 R6 年度 538 件（R5 年度 586 件）

イ 地域子育て支援センター事業・子育て親子つどいの広場事業（子育て政策課）再掲 →P23 (4) 子ども分野 ①-コ 参照

ウ 教育指導・相談事業（学校教育課）

教育行政全般に係る市民等からの相談に応じるため、相談員や臨床心理士を任用し、相談窓口の充実を図る。

・教育相談延件数

R4 451 件 R5 684 件 R6 677 件

・課題対応延件数

R4 752 件 R5 966 件 R6 941 件

・当室で受けた相談の「解決、改善率」は約 70%

エ 高島市少年センター事業（あすくる高島）→P26 (4)子ども分野 ③-ア 参照

オ あすくる高島事業（あすくる高島）→P26 (4)子ども分野 ③-イ 参照

②—5 専門的な相談窓口の充実（その他）

ア 消費生活指導事業（市民課）

市民の消費生活における安全と安心を図るため、消費生活相談員 1 名を配置し相談・啓発活動を行う。

・消費生活相談件数 316 件 ・消費生活出前講座 7 件

・小中学生スマホ教室（講師：篠原嘉一氏） 9 校（624 人）

イ 心の健康に関する相談（健康推進課）

訪問指導 99 件、来所相談 62 件、電話相談 273 件、合計 434 件の精神保健に関する相談を受け、関係機関と連携しながら本人・家族への支援を行った。

ウ こころの健康づくり事業（健康推進課）

こころの相談窓口の案内を 9 月と 3 月の広報誌に掲載し、広く市民に啓発した。

産後うつスクリーニング実績

産婦健診（2 週間健診）196 件うちハイリスク 21 件

産婦健診（1 か月健診）190 件うちハイリスク 11 件

新生児訪問 206 件うちハイリスク 19 件

エ フードドライブによる食品ロスの削減（環境政策課）

食品ロスを地域資源として活用することで、生活に困っている家庭の生活支援を行った。

フードドライブの開催 4 回/年

③ 相談機関の連携（国・県・NPO 等）

国や県をはじめ市内相談機関や関係団体との連携を図り、各協議会への参画や協力を図ります。

ア 人権相談・支援体制の連携（人権施策課）

大津地方法務局や滋賀県人権施策推進課等、専門機関を紹介するなど様々な人権課題に対応するため、県内の人権関係機関との情報交換を行った。

【評価と今後の改善取組】

①総合的な相談窓口の設置

市民が人権に関して気軽に相談しに行ける相談所として、今後も引き続き担当課の窓口や行政相談所、人権なんでも相談所を開設し、相談場所の周知を実施していく必要がある。

②専門的な相談窓口の充実（高齢者、障がい者、女性、子ども 等）

今後も市が実施する救済手段として相談・支援体制の充実に取り組み、総合的な相談窓口の設置および個別の問題についてより専門的に対応できる相談窓口の充実および窓口の周知に努めなければならない。

③相談機関の連携（国・県・NPO 等）

市の行政だけでは問題解決に至らない問題も有るが、今後も個別・専門的分野における相談について、相談件数の増加や複雑かつ困難な事案に対処できるよう、人権に関する相談に対して総合的かつ効果的に対応するため、相談スキルのレベルアップを図り、国・県や関係機関との連携を更に深め、相談体制の充実や相談員の資質向上に努める必要がある。

1. 基本方策（３） 行政側の推進体制

① 市役所内の推進体制

高島市人権施策推進審議会について

ア 人権施策推進審議会（人権施策課）

- ・ 令和６年度、各課より人権関連施策事業について報告いただいたが、高島市人権施策推進協議会が開催できなかった。

② 市職員等に対する人権研修

市のいかなる行政施策も、市民一人ひとりの福祉の向上に、すなわち人権の実現につながらなければなりません。その職務を担う市職員に対して、人権研修の充実に努めるとともに、他の機関等が開催する各種人権研修機会への参加促進に努めます。

ア 職場におけるセクハラ・パワハラに関する職員研修（人事課）

- ▼研修名：ダイバーシティ研修
- ▼事業者：(株)行政マネジメント研究所
- ▼講師：東浩司 氏
- ▼日時：令和７年２月３日（月）※二部制
 - ① 9:00～12:00
 - ② 13:00～16:00
- ▼参加者：49 名

イ 救命講習の開催（人事課）

- ・ 令和６年度中は講習実施せず。

ウ 職員人権研修（人権施策課・社会教育課）

各種機関・団体が主催する人権研修の機会に職員等の参加を求めた。

- ・ 『YouTube 人権講演会』開催
12月２日～12月27日 再生回数 339 回
「より良い人間関係のために ～気づかないうちに相手の心を傷つけていることはないですか？～」
講師 鎌田 敏 氏
アンケート回答 6 人
- ・ 人権尊重と部落解放をめざす県民のつどい 12月８日 20 人
- ・ 部落解放研究第 31 回滋賀県集会 2月15日 18 人

第 68 回滋賀県人権教育研究大会

10/26（土）守山市民ホール

10/27（日）守山市民ホール

エ 人権に関わる各委員の研修（人権施策課）

- ・ 人権擁護委員第 4 地区部会研修 6 回実施
- ・ 施設訪問研修（やまゆりの里）
- ・ 県外研修（大阪高等裁判所、こども本の森中の島見学）
- ・ 2月２日（金）人権擁護活動ブロック別合同研修
人権教育推進協議会 12 人、人権擁護委員 11 人、人権擁護推進員 19 人参加

③ 国、県およびNPO等との連携

市の人権施策をより効果的に推進するために、国、県等の関係機関と緊密な連携を図り、相互に協力し、人権情報の交換に努めます。

また、市民、各種機関・団体、NPO等による自主的、主体的な活動との連携を図ります。

ア 人権相談・支援体制の連携（人権施策課） 再掲 →P8 基本方策(2)救済 ③-ア 参照

イ 民生委員児童委員協議会運営事業（社会福祉課） 再掲 →P12(1)高齢者分野 ③-ア 参照

〔評価と今後の改善取組〕

①市役所内の推進体制

審議会開催に至らなかったため、委員からの意見を直接聞けなかった。

各課より人権関連施策の実施状況等報告いただいている内容について、審議会へ報告し審議を求める必要があり審議会を開催する。

②市職員等に対する人権研修

職場におけるセクハラ・パワハラに関する職員研修を実施。また、YouTube による人権講演会を実施した。

③国、県およびNPO等との連携

市の行政だけでは問題解決に至らない問題も有るが、今後も個別・専門的分野における相談について、相談件数の増加や複雑かつ困難な事案に対処できるよう、人権に関する相談に対して総合的かつ効果的に対応するため、相談スキルのレベルアップを図り、国・県や関係機関との連携を更に深め、相談体制の充実や相談員の資質向上に努める必要がある。

2. 分野ごとの基本施策

(1) 高齢者

① 社会参画の促進

団塊の世代が高齢期を迎え、超高齢社会が進む中、社会福祉や生涯学習・社会教育の側面、積極的な地域貢献や生きがい活動など、魅力ある組織活動の充実を図るため、ライフプランにあった組織体制づくり、地域ネットワークの構築に努めます。また、高齢者自らが介護予防を行う意識を持ち、社会参加しやすい地域づくり、相互に支え合う地域づくりを支援します。

ア 老人クラブ活動助成事業（高齢者支援課）

高齢者の生きがいづくりや仲間づくりを促進するため、高島市老人クラブ連合会を中心に老人クラブ活動に補助する。

- ・老人クラブ連合会の組織：本部 1・支部 5、老人クラブ会員：565 人
- ・単位老人クラブ：22 クラブ、新しい老人クラブ創造推進員数：6 人
- ・老人クラブ連合会非加盟団体活動事業 7 団体

イ シルバー人材センター助成事業（高齢者支援課）

高齢者の生きがいづくりと社会参加を支援するため、シルバー人材センターの運営に補助する。

- ・シルバー人材センター会員：443 名、延就業人員：21,545 人、
- ・受託事業：2,594 件、受託事業費：105,490,154 円

ウ 長寿祝賀品贈呈事業（高齢者支援課）

- ・100 歳到達者(30,000 円)：49 人（男性 4 人、女性 45 人）
- ・市内最高齢者(50,000 円)：2 人（男女各 1 名）

エ 福祉センター管理運営事業（高齢者支援課）

高齢者の生涯学習や生きがいづくりの場所の提供

- ・今津老人福祉センター 開館日数 246 日 利用者延 8,638 人

オ 介護予防普及啓発事業・地域介護予防活動支援事業（高齢者支援課）

高島市介護予防体操「高島あしたの体操」を活用し、地域での予防活動を支援するとともにリーダー育成の支援を行う。

- (1) 出前講座の実施 73 回 延 1,149 人参加
- (2) 高島市通いの場支援事業補助金交付団体数 18 団体
- (3) 地域型介護予防の推進
 - ①「高島あしたの体操」実施団体 75 団体
 - ②「高島あしたの体操」実施団体へのフォローアップ 20 団体

② バリアフリーの促進

道路、交通機関、建物等のバリアの解消とユニバーサルデザイン化の推進、車の運転ができない高齢者への配慮は欠かせないことから、これを補う公共交通の確保に努めます。また、建物内のバリアの解消のために、補助金交付を推進します。

ア 公共交通対策事業（都市政策課）

バス運行対策費（路線バス維持補助）	34,040,000 円
バス・乗合タクシー運行補助 （コミュニティバス・乗合タクシー）	198,397,450 円
利用促進補助（路線運賃負担軽減）	8,353,190 円
公共交通機関利用促進（乗継助成）	2,175,470 円
湖西線を活かした集客・交流事業補助	316,000 円

イ 市営バス運行事業（都市政策課）

- ・ 朽木地域の交通手段を確保するため、市営バスを運行する。
5 路線（横谷・木地山線、針畑線、上村能家線、今津西線、宮前坊線） 61,622,013 円

ウ 高齢者小規模住宅改造費助成事業（介護保険課）

日常生活動作能力の低下した高齢者の排泄、入浴、移動等を容易にし、自立した生活をするための住宅改造に助成 高齢者小規模住宅改造助成件数 7 件

③一人暮らしや高齢者のみ世帯等への支援

一人暮らし高齢者等は、今後更に増加することが予測されます。一人暮らし高齢者等における生活上の困りごとの相談や支援等、民生委員児童委員が担う地域での見守りに加え、近隣間の地域での支援が不可欠となることから、地域サロン等を活用した地域での見守りネットワークの促進、充実を図ります。

ア 民生委員児童委員協議会運営事業（社会福祉課）

地域住民の身近な相談相手として、また住民と行政のパイプ役として、住民の暮らしを支える民生委員・児童委員の活動を支援する。

- ・ 民生委員児童委員活動費（158 人） 15,847,400 円
- ・ 民生委員児童委員協議会連合会補助金 2,900,000 円

イ 高齢者等除雪支援事業（高齢者支援課）

自宅の屋根雪下ろしや敷地内の雪かきを自力で行うことが困難な高齢者世帯等が、業者等に除雪を委託した場合に要した費用の一部を助成する。

雪かき支援金 1 件給付 雪下ろし支援金 6 件給付

ウ 災害時避難行動要支援者地域たすけあい制度（社会福祉課）

- ・ 区・自治会長に対し、年 1 回、個人情報開示に係る本人同意を得られた要支援者の名簿を配布した。
- ・ 民生委員児童委員に対し、年 2 回、円滑に見守り活動ができるよう要支援者名簿を配布した。
- ・ 要支援者名簿管理システムの年間保守管理費 462,000 円

エ 家族介護教室・介護サービス相談員派遣事業・認知症サポーター等養成事業（高齢者支援課）

高齢者および介護家族への支援を行うとともに、介護関係者の資質および介護サービスの質の向上を図る。認知症の正しい理解を広めて地域づくりや認知症の方と、その家族を支える人材育成を行う。

（１）介護家族への支援

- ① 家族介護教室の開催 年 4 回 57 人参加
（元気な仲間委託事業）

- ② 介護家族の会への支援
活動支援

（２）介護サービスの資質向上への取り組み

- 介護サービス相談員派遣事業 11 人 39 事業所訪問 延べ 463 人
・ 受け入れ事業所への訪問活動再開に向けたアンケートの実施。

（３）認知症啓発に向けた取り組み

- ・ 認知症サポーター養成講座 16 回 参加人数 278 人

（４）認知症の方や家族を支援する体制づくり

- ・ チームオレンジ 5 団体

④介護サービスの充実

認知症高齢者の周辺症状の多くは、周りの環境や対応に大きく左右されることから、要介護者が不安や混乱を招かないよう、ケアの資質向上に向けて、指導・支援を充実し、事業者の自主研修開催への啓発を促進します。

ア 介護認定・保険給付事業（介護保険課）

介護保険事業制度における介護認定および介護サービスにかかる保険給付の実施。

- ・認定申請件数 2,885 件
- ・介護認定審査会開催 96 回
- ・居宅介護利用 延 39,395 人
- ・施設介護利用 延 6,560 人
- ・地域密着型介護利用 延 7,248 人
- ・介護住宅改修 127 件
- ・福祉用具購入 199 件
- ・居宅予防利用 延 9,379 人
- ・地域密着型予防利用 延 292 人
- ・予防住宅改修 100 件
- ・介護予防福祉用具購入 83 件

イ 介護保険低所得利用者対策事業（介護保険課）

低所得者で生計が困難な者の介護サービスの利用促進を図る。

- ・社会福祉法人等利用者負担額軽減措置
事業実施社会福祉法人数 8 法人、軽減措置利用者 140 人

ウ 在宅介護用品助成事業（高齢者支援課）

- ①介護用品助成券交付者数(3,000 円／月) 998 人
- ②介護用品助成券交付者数(5,000 円／月) 135 人

エ 老人保護措置事業（高齢者支援課）

居宅において養護を受けることが困難な高齢者を、養護老人ホームにおいて入所措置する。

- ・令和 7 年 3 月 31 日現在措置者数 24 人
(藤波園：19 人 市外施設 5 人)

オ 訪問看護事業（訪問看護ステーション）

病気や障がいのある方が住み慣れた地域社会や家庭で療養できるよう、主治医や関係機関との連携のもと、療養生活の支援と心身機能の維持回復を図るため、訪問看護サービスを提供する。

- ・訪問看護実利用者数
訪問看護実利用者数 月平均 149 人 延 8,821 件/年

カ 福祉医療費助成事業（保険年金課）

保健水準の向上と福祉の増進を図ることを目的として、乳幼児や社会的・経済的に弱い立場にある障がい者や老人等に医療費の助成を行う。

65～74 歳老人 1,128 人 27,488 千円 (R7.3 月現在)

⑤高齢者虐待防止への啓発と人権擁護

高齢者介護における環境、背景の複雑化が進む中、高齢者虐待防止と人権擁護に向けて、住民向け研修会の開催の充実に努めます。また、認知症高齢者への対応の困難さ、介護保険施設等における人員不足などに起因しての虐待およびその密室化が懸念されており、介護に関わる職員に対し、認知症と高齢者虐待防止等の研修会を開催し、人権教育の実施を促進します。

ア 総合相談・権利擁護事業・成年後見制度利用支援事業（高齢者支援課）再掲 →P6 基本方策 1 (2) 救済 ②-1-ア 参照

イ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 在宅医療・介護連携推進事業・地域ケア会議推進事業（高齢者支援課）

市民、介護支援専門員、サービス提供事業所等から寄せられる介護、保健、権利擁護等の総

合相談に応じるとともに保健・医療・福祉関係機関との連携支援に努め、高齢者等の人権や尊厳のある自立した暮らしを守る。

(1) 地域包括支援センター運営協議会 (年2回)

(2) 地域ケア会議

①地域ケア個別会議 (20回)

②自立支援サポート会議の開催 (6回)

(3) 在宅医療・介護連携の推進

①在宅療養講演会 (1回 126人)

②在宅医療出前講座 (16回 延べ284人)

③多職種連携セミナー (1回 61人)

(4) 介護保険関係者等研修会

①認知症支援に関する研修会 (年1回13人)

②主任介護支援専門員研修 (年1回18人)

⑥介護する側の人権の確保

高齢者の在宅介護に際しては、ショートステイやデイサービスの充実を図る一方で、要介護者の人権を守り、虐待を防止する観点から、介護する側の人権と心のゆとりの確保が不可欠です。介護をする側の疲労や精神的苦痛を取り除くために、介護者に寄り添い支えになる取り組みを行います。

ア 生活支援体制整備事業（高齢者支援課）

高齢者の生活ニーズを把握し、既存の介護保険サービスだけでなく、地域住民が主体となった生活支援サービスの充実、創設につながるよう地域の互助を高め、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを推進する。

(1) 第1層生活支援体制整備協議体会議 (年2回 75人)

(2) 第2層生活支援体制整備協議体会議 (年12回 1地域2回)

(3) 高島市生活支援ボランティア養成講座 (2回 21名参加)

イ 総合相談・権利擁護事業 成年後見制度利用支援事業（高齢者支援課）

再掲 → P6 基本方策1(2)救済 ②-1-ア 参照

【評価と今後の改善取組】

① 社会参画の促進

老人クラブ連合会の会員数が年々減少傾向にあるため、老人クラブ活動の活動が維持できるように、連合会や支部等と協議を行いながら、補助金の見直しを行った。

新規加入促進に向け周知を行うとともに、老人クラブ連合会の特色を生かした魅力ある事業を検討する。

シルバー人材センターは福祉・家事援助サービスの新規利用者増加が見られたが、会員数が減少傾向にあるため、会員の退会抑止・確保に努める必要がある。

市広報等を活用し、会員募集を行うなど事業の拡充に努める。

② バリアフリーの促進

高島市内の公共交通（バス・乗合タクシー）は全ての路線において運行経費が運賃収入を上回る状態（＝赤字路線）であるが、児童生徒や高齢者、障がいのある方など、自家用車を運転できない方々の重要な移動手段であり、行政が費用負担して運行を維持する意義は大きい。

利便増進計画を推進するとともに、公共交通の再編について検討を行う。

③ 一人暮らし高齢者のみ世帯等への支援

高齢者小規模住宅改造助成事業を通じて、高齢者が在宅で生活できるよう住環境を整備することにより、寝たきりの予防および生活の利便性の向上ならびに介護家族の介護支援の軽減を図ることができた。

④ 介護サービスの充実

要介護者が増加傾向の中、出来る限り自宅で自立した日常生活を営めるよう、介護サービスの充実や要介護者とならないための介護予防サービスに重点を置き、要介護者の増加を抑えるための事業を実施

した。

生活環境上の理由や経済的な理由により、在宅で生活することが困難な 65 歳以上の高齢者を養護老人ホームに入所措置することにより、安定した生活を提供することができた。

⑤ 高齢者虐待防止への啓発と人権擁護

総合相談件数は増加し、高齢者を取り巻く家庭環境には複合多問題を併発しているケースも多くあり、その場合には庁内・関係機関との連携が必須となっている。委託型あいりんつむぎ地域包括支援センター（マキノ・今津地域担当）や高島・安曇川地域包括支援センター（高島・安曇川地域担当）とも連携し、相談に対してサービス、制度利用への橋渡し、複合的な支援については、介護保険サービス事業所、社会福祉課くらし連携支援室、社会福祉協議会、警察などと連携を強化しながら高齢者支援のスキルアップに努めた。

養介護施設従事者等については、介護保険基準省令改正のため各施設事業所に虐待防止の推進が義務つけられたことから、高齢者虐待防止の推進担当者会議を実施した。

(2) 障がい者

①ノーマライゼーションの理念等の普及啓発

障がいのある人もない人も、お互いを理解し合える地域社会の確立に向けて、教育、福祉、医療など多様な機関が連携し、様々な方策を検討・実施します。また、依然として残る障がい者に対する偏見の解消に向けて、理解と認識を深めるための啓発を行います。

ア ことばの教室事業（児童発達支援センター）

学校・園の学習や活動の一環として「音」を中心とした教材を取り入れ、子どもの心理にあった方法で「ことば」の遅れをもつ児童に対し言語指導を行う。

（拠点小学校：安曇小・新旭南小・今津東小）

- ・通所児童・・・28人（実人数）
- ・教育相談・・・290件
- ・ことばに関する検査・・・177件

イ 特別支援教育推進事業（学校教育課）

発達障害のある児童生徒の支援を行う教育支援員を市内小中学校に派遣する。

- ・教育支援員派遣

マキノ東小（1人）、今津東小（2人）、安曇小（1人）、青柳小（1人）、
高島小（2人）、新旭南小（1人）、新旭北小（2人）、
今津中（2人）、安曇川中（1人）、高島中（1人）、湖西中（2人）

ウ 巡回等支援事業（児童発達支援センター）

- ・巡回相談員が学校や園に赴き、生徒児童の状況を把握し、職員や保護者へ校園生活や就学・進学に関する助言指導を行う。
- ・巡回相談員 6人 巡回相談 321件 発達検査・結果報告 109件

② 社会参画の促進

障がい者のみならず全ての人が住みなれた地域で健やかに暮らしていけるように、互助の精神の涵養と協働の地域づくりを推進します。障がい者の社会参画に向けて、働く場所の拡大や障がい者雇用に対する地域や企業の理解が得られるように努めます。

ア 働き・暮らし応援センター事業（障がい福祉課）再掲 P17(2)障がい者分野 ⑤-ア 参照

イ 手話通訳者設置事業(障がい福祉課)

聴覚・言語障がいのため音声による意思疎通を図ることに支障のある障がい者に対し、情報提供、相談などの便宜を図るため障がい福祉課に手話通訳者を設置し聴覚障がい者の情報提供、相談等を通じて、社会参加を促進する。

- ・手話通訳者 1人 手話通訳 375件 相談対応 423件

ウ 企業活動支援条例（商工振興課）

市内における企業活動を支援し、地域産業経済の振興を図るため創設した「企業活動支援条例」に基づき、雇用増進奨励金制度において、障がい者の雇用拡大を図る。

- ・雇用増進奨励金 交付実績額 16,300,000円
活用事業所 49社 一般雇用分 133人
うち 市外からの転入者雇用分 27人、障がい者雇用分 3人

エ 特別支援教室就学奨励事業(学事施設課)

特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に学用品等の経費の一部を扶助する。

- ・小学生 36件 314,693円 中学生 21件 477,181円

③ バリアフリーの促進

道路、交通機関、建物等のバリアの解消とユニバーサルデザイン化を促進します。併せて、鉄道駅のエレベーター設置に関して、国やＪＲ西日本に対し、要望、働きかけを行います。車の運転が困難な人への配慮は欠かせないことから、これを補う公共交通の確保に努めます。

ア 公共交通対策事業（都市政策課）再掲 →P11 2 (1) 高齢者分野 ②-ア 参照

イ 市営バス運行事業（都市政策課）再掲 →P12 2 (1) 高齢者分野 ②-イ 参照

④ 一人暮らし障がい者や重度障がい者世帯等への支援

一人暮らし障がい者等における生活上の困りごとの相談や支援等、民生委員児童委員が担う地域での見守りに加え、地域サロン等を活用した地域での見守りネットワークの促進、充実を図ります。

ア 福祉医療費助成事業（保険年金課）

保健水準の向上と福祉の増進を図ることを目的として、乳幼児や社会的・経済的に弱い立場にある障がい者や老人等に医療費の助成を行う。

重度障害者（児） 489 人 75,312 千円

重度障害老人 354 人 31,501 千円 ※人数は R7.3 末現在

イ 精神障がい者サロン設置事業（障がい福祉課）

精神障がい者の孤立を防ぎ仲間づくりと社会参画を促進することを目的に、精神障がい者が、気軽に自主的に安心して参加できる場を設置する。

精神障がい者サロン：全 52 回、延参加者数 358 人

精神障がい者デイケア：全 43 回、延べ参加者 123 人

研修会：開催 1 回、参加者 38 人

ウ 民生委員児童委員協議会運営事業（社会福祉課）再掲 →P12 2 (1) 高齢者分野 ③-ア 参照

エ NET119 緊急通報システム（通信指令課）

聴覚・発語等の障がいにより、音声による 119 番通報が困難な方を対象とした、緊急通報システムを運用する。（令和 2 年 4 月 1 日運用開始）

聴覚・言語障がい者手帳交付時に「NET119 緊急通報システム登録のご案内」の配布
新規登録者 4 名追加

登録者のシステム更新登録。

「NET119 緊急通報システム」登録者宅への戸別訪問し更新手続きを実施。

⑤ 障がい者福祉サービスの充実

障がい者の自立支援に向けて、日中生活、就労ならびに余暇活動など、障がい福祉サービスにかかる社会資源の充実を促進します。

ア 働き・暮らし応援センター事業（障がい福祉課）

一般就労が困難な障がい者の就労の場の確保と日常生活の支援を継続的に行い、障がい者の地域での自立と社会参加を促進する。働き・暮らし応援センターの就労サポーターおよび職場開拓員の設置に補助する。

働き暮らし応援センター支援状況延べ 4,152 回

・登録者数 366 人

イ 精神障がい者サロン設置事業（障がい福祉課）再掲 P17(2) 障がい者分野 ④-イ 参照

ウ 精神障がい者精神科通院医療費助成事業（保険年金課）

保健水準の向上を図るため自立支援医療（精神通院）受給者のうち、精神障がい者保健福祉手帳（１～２級）の所持者に対し、精神科への通院に係る医療費を助成する。

精神障害者（児） 248人

精神障害老人 18人 7,115千円 ※人数はR7.3末現在

⑥ 介護する側の人権の確保

当事者およびその家族、介護者の疲労や悩み、苦痛などを取り除くとともに、孤立させないために、相談や情報交換のできる場づくり、ネットワークづくりを促進します。

ア 障がい者生活支援事業（障がい福祉課）

在宅の障がい者やその家族に相談や情報提供などの相談支援を行う。高島市障がい者相談支援センターコンパスが、障がい者や家族の様々な相談に一元的に対応し、情報提供、各種サービスの利用援助や調整等についてワンストップサービスを行い、障がい者の自立や社会参加の支援を図る。

委託先：社会福祉法人虹の会 高島市障がい者相談支援センター コンパス（R6.4～R7.3）
支援実人員 269人 延6,681回

イ 児童発達支援施設運営事業（児童発達支援センター）再掲 →P7 1(2)救済②-2-イ 参照

⑦ 障がい者虐待の防止

障がい者理解の涵養に向けた啓発を行うとともに、障がい者虐待通報に際して、障がい者虐待防止センター機能を的確に果たすため、専門職の配置をはじめとして、体制と機能の確立に努めます。

ア 障がい者福祉一般事業（障がい福祉課）

障がい者相談員 活動日数（相談、研修など）年241日
（身体障がい者相談員6名・知的障がい者相談員3名）

イ 権利擁護支援事業（障がい福祉課）

障害者虐待防止法により、障がい者への虐待防止と養護者に対する支援等を図る。

1. 虐待対応支援ネット（弁護士等）との連携
・モニタリング会議（8回）
2. 障害者虐待防止法普及啓発事業
・1回
3. 障害者施設従事者等による障害者虐待防止研修会
・2回
4. 成年後見制度利用支援
・申立て：1名、報酬助成：2名
5. やむを得ない理由による措置
・該当なし

○令和6年度 障がい者虐待通報件数：18件

内 虐待認定件数：9件（養護者8件、施設等1件）

○令和6年度末 虐待認定ケース管理：16件

内 養護者14件、施設等2件

【評価と今後の改善取組】

① ノーマライゼーションの理念等の普及啓発

指導員6人の体制を維持し、きめ細やかな指導を行った。

適切な指導や相談対応を行うため、指導員が各種研修に参加し、指導力の向上に努めた。

センターに配置された言語聴覚士による見立てや助言を受けて、指導や相談に活かすことができた。

適切な指導や相談対応が行えるよう、研修の機会を確保し人材育成を行う。

センターに配置している言語聴覚士との連携をさらに進め、指導や相談支援の充実に努める。

② 社会参画の促進

市内における企業活動を支援し、地域産業経済の振興を図るために創設した「企業活動支援条例」に基づき、雇用増進奨励金制度において、増加従業員 1 人あたりの交付額が通常 10 万円に対し、障がい者の雇用については、倍額の 20 万円として、障がい者の雇用拡大をはかる。前年度（R5 年度）よりも申請件数が 15 件増えていることから、制度の認知度が高まっていることが感じられる。

令和 7 年度についても、引き続き事業を継続する。

③ 一人暮らし障がい者や重度障がい者世帯等への支援

サロンやデイケア事業は、精神障がい者が安心して参加できる場所となり、孤立防止や仲間づくりにつながった。また研修会により精神障がい者を支える支援者のスキルアップにつながった。

ただし、孤立防止や仲間づくりにつながったものの、社会復帰につながる者が少なく、より専門的なプログラムを実施できる支援体制が必要である。また精神障がい者を地域で支えられるよう、障がい理解を深める取り組みを継続していく必要がある。

④ 障がい者医療サービスの充実

福祉医療制度は、社会的、経済的に弱い立場にある障がい者や老人等の医療費を助成し、これらの人々の保健の向上と福祉の増進を図った。また、県制度の拡充に伴い、令和 6 年 4 月より重度精神障がい者を新たに対象に加え、重度精神障がい者の方も精神科通院以外の医療費の助成が受けられるよう制度改正を行った。

今後、社会情勢や国・県の動向を注視しつつ、県内市町とともに持続可能な制度のあり方について検討する。

⑤ 障がい者虐待の防止

市民、計画相談、サービス提供事業者等からの障がい者に関する権利擁護や虐待の相談に対応し、医療・保健・福祉サービスの利用等、ケースに応じた支援を行うことができた。

また、施設従事者対象にストレスケア研修を実施しストレスの対処法を学ぶことで、虐待防止に対する理解を促進し、支援の質の向上につなげることができた。

今後は市民向けの啓発活動に引き続き取り組むとともに、従事者向けの研修を実施する。障がい者虐待ケースや支援困難ケース等の対応力を強化していく。

(3) 女性

①社会参画の促進

女性の社会参画に向けて、男女共同参画プランに基づき固定的な性別役割分担意識や不平等感を払拭するための啓発を行います。また、男女共同参画の拠点施設と位置付けている「働く女性の家」を活用し、女性活動の支援、女性の相談できる場の開設などを行います。

ア 男女共同参画社会づくり推進事業（人権施策課）

男女共同参画推進事業委託：180 千円 委託団体：高島市男女共同参画推進協議会

○有識者を招いた男女共同参画に関する講座の開催

○県主催事業「滋賀マザーズジョブステーション高島出張相談」を共催。新旭エスパーで開催。

イ 働く女性の家管理運営事業（人権施策課）

職業と家庭に関する相談指導や講習、女性のグループ・サークル等のリーダー育成と指導助言、休養やレクリエーションの場と機会の提供を行い、働く女性の福祉の増進を図る。

・13 年目の女性学講座の開催 6 回開催 104 人参加 映画上映他

②リプロダクティブ・ヘルス/ライツ、就労・子育て支援

安心して子どもを産み育てられるよう、医療・保健・福祉・保育・教育・男女共同参画政策関係者の連携による子育て支援体制を構築します。就労環境において、男女の均等な処遇や仕事と育児・介護の両立が可能な雇用環境の整備を促進します。ひとり親家庭、特に母子家庭が増加傾向にあり、経済的な基盤を確保し、安心して子育てができるよう、情報提供などを通じて就業による自立を支援します。

ア 公立保育園運営事業（幼児保育課）

男女の均等な処遇や仕事と育児の両立が可能であるよう公立保育園（認定こども園）等の運営を行う。また、ひとり親家庭だけでなく子どもが利用した保護者全員の保育料等の軽減（無償化）を行った。

公立認定こども園	6 か園
公立地域型保育事業所	2 か園
利用定員	5 2 5 人
一時預かり	8 か園
障害児保育	8 か園
延長保育	8 か園

イ 私立保育園運営事業補助（幼児保育課）

男女の均等な処遇や仕事と育児の両立が可能であるよう私立認定こども園の運営を支援する。また、ひとり親家庭等だけでなく子どもが利用した保護者全員の保育料等の軽減（無償化）を行った。

○事業補助

一時預かり（一般型）	（3 か園）
〃（幼稚園型）	（2 か園）
〃（余裕活用型）	（1 か園）

低年齢児保育	（6 か園）
障害児保育	（6 か園）
延長保育	（5 か園）
食物アレルギー補助	（5 か園）

○運営補助

通園バス運行	（6 か園）
保育園給食	（6 か園）

ウ ひとり親家庭福祉推進事業（子育て政策課）

ひとり親家庭に対し、就労支援等の生活支援策を実施するため、平成 27 年度から専属の母子・父子自立支援員（会計年度任用職員）を配置し、ひとり親家庭福祉推進員と協力し、生活相談に対応するとともに、ひとり親家庭を対象とした、各種事業の情報提供、制度利用への支援を行う。

・ R6 年度相談件数 490 件（R5 年度相談件数 459 件）

エ 母子生活支援施設入所措置事業（子育て政策課）

配偶者のない母と児童を保護し、生活の安定支援と福祉向上を図るため、施設への入所措置を行う。

R6 年度 利用世帯 1 世帯 3 人（R5 年度 利用世帯 0 世帯 0 人）

オ 企業内公正採用・人権啓発推進事業（商工振興課）再掲→P4 1(1)(iv)人権啓発 ②-ア 参照

カ 助産扶助費事業（子育て政策課）

経済的な理由により入院助産を受けることができない場合に必要な助産扶助を行う。

R6 年度利用者 2 人（R5 年度利用者 0 人）

キ 特定教育施設・保育施設入所事務（幼児保育課）

男女の均等な処遇や仕事と育児の両立が可能であるよう私立認定こども園の運営費を支援した。

私立認定こども園 6 か園

私立幼稚園 1 か園

小規模保育事業所 1 か園

家庭的保育事業所 2 か園

広域入園委託 1 件

ク 放課後児童健全育成事業（子育て政策課）

男女の均等な処遇や仕事と育児の両立が可能であるよう民間団体が実施する放課後児童クラブ（学童保育所）の運営を支援した。

学童保育所数：15 か所

ケ 福祉医療費助成事業（保険年金課）

配偶者のいない女子で、かつて母子家庭として児童を扶養していたことがあり、ひとり暮らしが 1 年以上継続していて、今後も継続すると見込まれる方に対し、本人および扶養義務者が一定所得以下である場合、医療費自己負担分の一部または全部を助成する。

ひとり暮らし寡婦 5 人 577 千円

ひとり暮らし高齢寡婦 10 人 362 千円（人数は R7.3 末現在）

③介護支援

介護保険制度の有用な活用に向けた啓発を行い、介護者をサポートするボランティアグループの組織化やネットワーク化などを促進します。

ア 介護認定・保険給付事業（介護保険課）再掲 →P13 2(1)高齢者 ④-ア 参照

イ 生活支援体制整備事業（高齢者支援課）再掲 →P14 2(1)高齢者 ⑥-ア 参照

④ DV（ドメスティック・バイオレンス）等

身体的、性的、精神的なあらゆる暴力から女性を守るために、迅速で適切な対応が図れるよう女性の悩み相談室ならびに児童虐待防止ネットワーク事業の運営に努めます。

ア 女性のための相談室（人権施策課）再掲 →P7 1(2)救済 ②-3-ア 参照

- イ 児童虐待防止ネットワーク事業（こども家庭センター）再掲 →P23 2 (4)子ども分野 ① - ア 参照

⑤ 人権教育

女性の人権を踏まえ、より実際問題に即した実践的な人権教育が図られるように、その継続的な見直しと改善を図ります。

- ア 人権教育推進事業（社会教育課）再掲 →P1 1 (1)(i)社会教育 ①-ア 参照
- イ 人権教育基礎講座（社会教育課）再掲 →P1 1 (1)(i)社会教育 ①-イ 参照
- ウ 人権啓発活動推進事業（人権施策課）再掲 →P3 1 (1)(iv)人権啓発 ①-ア 参照
- エ 人権擁護委員活動事業（人権施策課）再掲 →P3 1 (1)(iv)人権啓発 ①-イ 参照

【評価と今後の改善取組】

① 社会参画の促進

高島市男女共同参画推進協議会への委託を通じて、継続した男女共同参画推進にかかる啓発事業が実施出来ている。今後も継続して推進を図っていききたい。

また、女性の多様な働き方を推進するために、県主催の在宅ワークに関するセミナーを共催し、市内での開催に結び付けた。

高島市男女共同参画推進協議会への委託を通じて、継続した男女共同参画推進にかかる啓発事業が実施出来ている。継続して推進を図っていききたい。

② 就労・子育て支援

少子化に伴い入園児童数が減少する一方で、待機児童が発生している状況は、共働き世帯が増加していると同時に、保育料の無償化が、男女の均等な就労機会の創出につながっていると言える。今後、低年齢児（0～2歳）の入園希望が増え、保育ニーズが高まることが予想されることから、少子化とのバランスを取りながらの受け入れ態勢を整えるため、令和6年度に公立保育所を一か所小規模保育園に移行し、待機児童解消に努めた。

今後は適正な園運営に努めるとともに新たな低年齢児の受け皿の拡大および独自の助成策を更に発展させることにより、保育資格者の確保および待機児童解消に努める。

③ ひとり暮らし寡婦医療サービスの充実

社会的、経済的に弱い立場にあるひとり暮らし寡婦の医療費を助成し、これらの人々の保健の向上と福祉の増進を図った。

今後、社会情勢や国・県の動向を注視しつつ、県内市町とともに持続可能な制度のあり方について検討する。

(4) 子ども

①児童虐待防止・子育て支援

児童虐待の未然防止と早期発見・対応を図るため、関係機関との連携を図るとともに、虐待防止に関する普及啓発を図ります。また、子育てを社会全体で支援するシステムの充実を図ります。

ア 児童虐待防止ネットワーク事業（こども家庭センター）

児童虐待防止や児童虐待の早期発見・早期対応の取り組みを強化するため、要保護児童対策地域協議会を設置し対応を図る。

要保護児童対策地域協議会

代表者会議 1回（7/19 21名）

実務者会議 12回（内ケース進行管理10回）

個別ケース検討（要保護児童・DV）会議 49回 107ケース検討

母子カンファレンス 24回 協議ケース 58件

虐待防止推進週間（7/1～7/7：オレンジ千羽鶴・オレンジリボン七夕）

・月間事業（11月：オレンジリボンツリー）

子ども虐待防止講演会（子育て講演会） 未実施

子ども虐待関係者向け研修会 計3回

街頭啓発2回（7月、11月）平和堂今津店、平和堂安曇川店

CAPプログラム開催（保育園・幼稚園・こども園年長児）

大人ワークショップ（保育園・幼稚園・こども園） 12園 12回 202人

子どもワークショップ（保育園・幼稚園・こども園） 12園 18クラス 延856人

教職員向けワークショップ（保育園・幼稚園・こども園） 1回 18人

イ 公立保育園運営事業（幼児保育課）再掲 →P20 2(3)女性分野 ②-ア 参照

ウ 私立保育園運営補助（幼児保育課）再掲 →P20 2(3)女性分野 ②-イ 参照

エ 特定教育施設・保育施設入所事務（幼児保育課）再掲 →P21(3)女性分野 ②-キ 参照

オ 放課後児童健全育成事業（子育て政策課）再掲 →P21(3)女性分野 ②-ク 参照

カ ひとり親家庭福祉推進事業（子育て政策課）再掲 →P21(3)女性分野 ②-ウ 参照

キ 母子生活支援施設入所措置事業（子育て政策課）再掲 →P21(3)女性分野 ②-エ 参照

ク 助産扶助費事業（子育て政策課）再掲 →P21(3)女性分野 ②-カ 参照

ケ 児童発達支援施設運営事業（児童発達支援センター）再掲 →P7(2)救済②-2-イ 参照

コ 地域子育て支援センター事業・子育て親子つどいの広場事業（子育て政策課）

就学前の児童と保護者が気軽に集い、語り合い、交流を図り、情報交換や育児相談等を行う場を提供して、地域における子育て支援の環境づくりと充実を図る。

・子育て親子つどいの広場実施団体数6団体、地域子育て支援センター開設数2か所

サ こんにちは赤ちゃん事業（子育て政策課）

主任児童委員が生後3か月の赤ちゃんがいるご家庭を訪問し、育児に対する不安や疑問について相談を受けたり、子育て支援の情報提供を行っている。また、主任児童委員が訪問することにより地域との関わりを持つきっかけとなっている。

・訪問対象世帯数203世帯中 訪問世帯数176世帯（訪問実施率86.7%）

シ 妊娠・出産包括支援事業（健康推進課）

産後の育児に戸惑い悩む母親や父親、家族に対し、妊娠期から専門職が関わることにより、赤ちゃんとの生活イメージができ、子育ての見通しを持ち、安心して出産を迎えられるよう支援を行う。

- ・ブレママ・ブレパパサロン開催 6回 61人参加（妊婦31人・家族30人）
内容：妊婦体験、沐浴体験、フリートークによる交流

ス 児童扶養手当支給事業（子育て政策課）

ひとり親家庭の生活の安定と児童の健やかな成長を支援するため、児童扶養手当を支給する。
児童扶養手当額

●支給金額

- 全部支給 45,500円（月額）
一部支給 45,490円～10,740円

●第2子加算

- 全部支給 10,750円
一部支給 10,740円～5,380円

●第3子以降加算

- 全部支給 6,450円
一部支給 6,440円～3,230円

受給世帯：（各年度3月末時点 世帯数）

（R2：305、R3：304、R4：305、R5：269、R6：259）

児童扶養手当支給額 139,870,460円

セ ファミリーサポートセンター運営事業（子育て政策課）

子育て家庭の核家族化などによる、子育て家庭おける一時的・緊急的な保育ニーズに対応し、安定した子育て環境を整備し、子供たちの生活の安定につなげるため、市民参加型の会員同士による子育て援助活動としてファミリーサポートセンター事業を実施し、実施団体に補助金を交付する。

ファミリーサポートセンター設置箇所数 1か所

提供会員273人、依頼会員305人、両方会員243人 合計821人
（年度平均人数）援助活動件数244件

ソ 子育て応援利用者支援事業（子育て政策課）

子どもおよびその保護者、または妊娠している方が利用できる身近な相談窓口を設置し、地域からの孤立を防ぎ、保護者などの気持ちの受け止めを通じ、子どもたちが健やかに成長できるための一助とする。

相談窓口設置箇所1か所（ほおじろ荘）

タ 子ども家庭相談（こども家庭センター）再掲 →P7 1(2)救済 ②-4-ア

チ 要保護及び準要保護児童生徒就学援助事業（学事施設課）

経済的理由により児童生徒を就学させることが困難な保護者に対し、学用品費や学校給食費等の扶助を行い、経費負担の軽減を図る。

令和6年度実績

【小学校分】

認定数：143件、支給額：4,542,879円

【中学校分】

認定数：122件、支給額：7,859,876円

ツ 体験活動支援事業（社会教育課）

子ども体験活動に係る指導者の登録や紹介、ボランティア養成等により、体験活動の推進を図る

- ・子ども体験活動サポーター養成講座 「救急法！」 6/29開催

- 場所：高島市消防本部 参加者：8 人
- ・体験活動サポーター登録者数：23 人
- ・サポーター派遣 27 回
- ・高島市吹田市少年キャンプ大会 8/19～21 開催
参加者：高島市 13 人、吹田市 37 人
- ・たかしま子どもフェスティバル 12/8 開催
場所：ガリバーホール(高島公民館) 入場者数：約 800 人

テ スポーツ少年団育成事業（市民スポーツ課）

高島市内のスポーツ少年団の登録事務、各種研修会の開催、広報活動等の運営支援を行い、青少年の健全育成に努める。

登録団体数 33 団体、 団員数 565 人、 指導者数 173 人

ト 福祉医療費助成事業（保険年金課）

保健水準の向上と福祉の増進を図ることを目的として、乳幼児や社会的・経済的に弱い立場にある障がい者や老人等に医療費の助成を行う。

乳幼児	1,447 人	60,202 千円
母子家庭	621 人	24,193 千円
父子家庭	42 人	1,938 千円（人数は、R7.3 末現在）

ナ 児童の発達に関する総合相談（児童発達支援センター）

児童の心身の成長発達について、不安や困りごとを抱える保護者や関係者の相談を受け、支援につなげる。

臨床心理士による心理発達相談	234 件
作業療法士による相談	31 件
幼児親子教室の運営	
未就園児対象 4 期（各 8 回）	参加親子 実 12 組 延 89 組
決算額	10,858 千円

② いじめ・暴力・不登校対策

教育活動全体にわたり、自尊感情の育成、人とのつながりを重視し、人権尊重の実践的態度の育成に努めています。不登校は、不登校の要因や子どもの状況に応じて、支援を行います。いじめに関しては、幼い頃から人と人との対等な関わりを学び、暴力から身を守り、暴力を振るわない態度の形成を目指し、いじめ根絶に取り組んでいきます。

ア いじめ対策事業（学校教育課）

全ての児童生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、いじめの未然防止、いじめの早期発見、早期対応を実現するための施策を講じる。

- ・いじめ問題対策委員会において、専門家である各委員から、高島市いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための有効な対策を検討するための専門的知見を得ることができた。
- ・いじめ相談担当の臨床心理士が、学校や保護者からの相談に対応し、課題解決に向けたカウンセリングや助言ができた。
- ・研修に参加した教員が、いじめ等の生徒指導上の課題解決に向けた法的な知識や組織対応のためのスキルを習得することができた。

イ いじめ問題対策事業（子育て政策課）

いじめ問題に対応するため、関係機関相互の情報交換・早期対応、早期解決のための連携および協力を推進する機関としていじめ問題対策連絡協議会を設置している。いじめ問題対策連絡協議会を開催し関係機関相互の情報交換、早期対応のための連携、協力を推進した。

○高島市いじめ問題対策連絡協議会の開催

- ・第 1 回 令和 6 年 10 月 10 日
- 委員：9 人

内容：いじめ防止等のために市が実施する施策および啓発事業について 等

・第2回 令和7年2月25日

委員:6人

内容: 研修会 テーマ「いじめ防止に向けて家庭や地域ができること」

滋賀県教育委員会幼少中教育課 上村 文子氏

〔啓発活動〕令和6年12月4日 啓発用グッズの配布による街頭啓発

平和堂あどがわ店(集合場所 中央入口付近)

平和堂今津店 (集合場所 南側入口付近)

ウ 別室登校児童生徒支援事業(学校教育課)

別室登校や不登校傾向の児童生徒への個別支援を目的に、市内5小学校に教育支援員(スクーリングケアサポーター)を派遣した。(今津東小、安曇小、高島小、新旭南小、新旭北小)

エ 教育指導・相談事業(学校教育課)再掲 →P7 1(2)救済②-4-ウ 参照

オ 特別支援教育就学奨励事業(学校教育課)再掲 →P16 2(2)障がい者分野①-イ 参照

カ 臨時講師派遣事業(学校教育課)

学校規模等から生じる免許外教科指導の解消や少人数指導の充実等を必要とする小中学校に臨時講師を派遣する。

複式改善のための臨時講師 3人

免許外教科指導解消のための臨時講師(中学校) 4人

指導体制充実のための臨時講師(小学校) 4人

きめ細かな指導支援のための臨時講師(小学校) 3人

③ 少年非行対策

少年の非行・被害の未然防止と青少年の立ち直り支援のために、「少年センター」「あすくる高島」では、学校や警察・関係機関・補導委員等と連携し、補導活動・啓発活動・環境浄化活動、相談・支援活動(就学・就労・生活改善・自分探し・家庭生活)等を、総合的・効果的に行います。また、「子ども・若者総合相談窓口」を併設して、若年無業者・ひきこもりの相談・支援も行います。

ア 高島市少年センター事業(子ども・若者支援センター“あすくる高島”)

○青少年の問題行動・非行・犯罪、犯罪被害の未然防止活動

・啓発活動 少年センターだより 8、2月全戸配布)

・街頭補導、パトロール 249回

※少年センター主催 83回 各地区補導委員会活動 166回

・図書等販売店立入調査 25店舗 12回

・少年センター相談活動

相談件数 1,300件 昨年度より187件増

対象少年 126人 昨年度より26名増

○重点活動

・センターパトロール、重大事案発生時の緊急パトロール

・安曇川・今津・新旭を重点地域とする統一街頭補導

・少年補導委員の非行防止啓発活動(たかしまおでかけ隊)

※誘拐防止、サイバー犯罪被害防止、薬物乱用防止 36回

○支援少年との交流活動

初期段階の居場所機能、他者との関係を紡ぐ居場所機能を想定した活動を、少年補導委員会や地域協議会の構成機関等、多くの分野の協力を得て実施。

イ あすくる高島事業(子ども・若者支援センター“あすくる高島”)

青少年の立ち直り支援「あすくる」事業(20歳未満)

問題行動・非行・犯罪の陥った、犯罪の被害に遭った、あるいは不登校、引きこもり状態にあるなど、悩みを抱えている、困難な状況に置かれている青少年の立ち直りや社会参加に向けた支援活動を行う。

- 支援少年 令和5年度から継続2人 令和6年度新規1人 計3人
昨年度より1名減 非行少年の減少から対象少年は年々減少している。
- 支援活動数 合計468回 昨年度より305回増
- 支援対象者 中学生2人 無職少年1人
- 支援活動について
 - ・生活改善 142回 生活リズム改善、登校支援
 - ・自分探し 192回 工作、調理実習、創作活動、運動等、個々に応じた活動
 - ・就学 23回 通信制高校のレポート学習、不登校の学習支援等
 - ・就労 49回 就労相談や就労後の支援として様子確認
 - ・家庭 62回 保護者面談 親子ふれあい活動
- ※早期に関りが持てるよう、登校支援、放課後に少年補導委員との活動を実施した。

ウ 子ども・若者育成支援施策（子ども・若者支援センター“あすくる高島”）

- 高島市子ども・若者支援地域協議会
生きづらさを抱えた子ども・若者が「地域で生活できる」「地域で活躍できる」ための仕組みづくりに向けて取り組んだ。
- 高島市子ども・若者支援地域協議会
 - ・代表者会議 1回
子ども・若者の実態 各機関の役割と連携
滋賀県SSW小西 亨氏講話 「連携で支える子ども若者の心」
 - ・実務者会議 4回
 - ①高島市子ども・若者支援地域協議会について
 - ②各構成機関の業務（活動）内容と連携について
 - ③事例検討
 - ④滋賀県の子ども若者支援 子ども・若者総合相談センター運営の実態と課題
- 不登校・ひきこもり家族学習会2回
 - ①生きづらさを抱えるこども若者への理解 医療の現場から
講師：滋賀県立精神慰労センター 濱川 浩 医師
 - ②誰もが支え合える居場所づくりをめざして
講師：NPO法人スーブル代表 坂原美津子 氏
- しゃべりば事業の実施 5回実施 子どもの参加は3回
- 若者相談 件数 296件 昨年度より161件減
対象者 31人 昨年度より9人減

エ 薬物乱用防止啓発事業（子ども・若者支援センター“あすくる高島”）

- 啓発・学習による非行・犯罪、犯罪被害の未然防止活動
- 少年補導委員会による出前教室「おでかけ隊」 33回実施
 - ・小学校 7校 11回
不審者対応 薬物乱用防止 サイバー犯罪被害防止
 - ・中学校 4校 14回
薬物乱用防止 サイバー犯罪被害防止
- ※中学校では、社会問題化している薬物乱用について、ブレインストーミングやロールプレイを盛り込んだ内容で行った。
- ・高等学校 1校 5回
薬物乱用防止教室
- 少年補導委員研修
薬物乱用防止教室の実施前に、薬物乱用防止に関する研修会を行った。

④ 児童の権利に関する条約の普及啓発

子どもが夢や希望を持って、生き生きと健やかに育っていくための機運を高めるため、子どもが社会参画できる機会を提供し、子どもの意見や思いを社会に生かしていく取り組みに努めます。

ア 青少年教育一般事業（社会教育課）

高島市青少年育成市民会議が行う青少年の健全育成事業・少年交流体験事業に対する支援を行う。

- ・社会教育指導員 2 人
- ・高島市青少年育成大会 12/8 開催
場所：ガリバーホール・高島公民館、参加者数：800 人
- ・よえもん道場（年間 8 回開催） 参加児童：延べ 144 人
- ・少年交流体験事業
大洲市訪問 7/25 参加人数 18 人
ニセコ町との交流 7/31 事前・事後研修 各 1 回 参加児童：9 人
ワイワイキッズ 9/14 場所：森林公園くつきの森 参加児童：36 人

イ 青少年育成事業（社会教育課）

青少年の健全育成に携わる団体が行う活動を支援することで、次代を担う青少年の健全育成を図る。

○各青少年育成団体への補助金交付（10 団体）

- ・高島市ボーイスカウト連絡協議会
- ・ガールスカウト湖西地区連絡協議会
- ・安曇川町子ども会連合会
- ・高島学区子ども会連合会
- ・新旭子ども会連合会
- ・高島市子ども会協議会
- ・マキノ少年少女合唱団
- ・高島少年少女合唱団
- ・高島市青年協議会
- ・子どもフェスティバル実行委員会

⑤ 子どもの安心・安全の確保

子どもたちを犯罪被害等から守り、安全で安心して暮らせる環境づくりを推進し、「地域の子どもは、地域で守り育てる」体制の構築に努めます。

防災・不審者等の情報をメール配信サービスにより、すばやく登録者の携帯電話やパソコンへ届け、市民生活の安全安心を図る。

ア 広報事業（企画広報課）

携帯電話やパソコンへの登録制のメール配信サービス「リアルタイム高島」により防災・不審者等の情報を迅速に届ける。

- ・リアルタイム高島登録実績全体で 10,108 件（令和 6 年 3 月現在）
防災情報 8,800 件 火災情報 8,012 件 不審者情報 7,872 件 熊目撃情報 6,165 件
- ・メール配信ソフト使用料 1,650,000 円
137,500 円×12 か月＝ 1,650,000 円

イ 交通安全対策事業（都市政策課）

正しい交通ルールの実践を習慣づけ、交通事故防止を図るため就学前の児童および保護者に対する交通安全教育や意識の高揚・啓発に取り組む

- ・カンガルークラブ補助金 10 団体（幼児に対する交通安全教育や意識啓発）
補助金額 172,010 円

ウ 交通安全推進事業（都市政策課）

新入学の小学生に黄色の帽子、黄色の傘を配布し、交通事故防止に取り組んだ。（330 人分）
また、通学路の交差点等における事故防止のため、交通安全啓発看板を購入し設置した。
消耗品費（帽子、看板） 471,900 円

エ 学校安全防犯対策事業（学校教育課）

スクールガードの協力を得て、児童の登下校時に見守り活動を行い、事件・事故から子どもたちを守ることができた。児童生徒の登下校中の安全を確保するため、小学１年生に防犯ブザーを、中学１年生に通学用ヘルメットをそれぞれ貸与した。

- ・防犯ブザー貸与（対象：小学１年生）
- ・通学用ヘルメット貸与（対象：中学１年生）
- ・市内小学校スクールガード保険料
- ・スクールガード見守り用消耗品配付
- ・スクールガードリーダーによる巡回指導（市内全小学校で実施）
- ・スクールガード養成講習会の開催

オ 青少年教育一般事業〔子ども安全〕（社会教育課）

地域・家庭・学校が一体となり「地域のこどもは地域で守り育てる」気運の醸成を図る。

- ・こども 110 ばんののうち 670 か所
- ・子ども安全リーダー68人
- ・不審者情報メール配信サービス 11回（登録者 7,421人 R7/4/24現在）

【評価と今後の改善取組】

①児童虐待防止・子育て支援

児童虐待の早期発見・早期対応を図るため、要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関の連携のもと取り組んだ。また、子どもの生命と権利を守るための行動が適切に行えるように、市内の全保育園・幼稚園の５歳児を対象に、就学前のCAPプログラムを実施した。

母子保健との連携を強化し、支援が必要な子育て世帯を早期に発見し、適切な支援に繋げていくことで児童虐待の予防に努める。また、妊娠婦や子育て家庭と接点を有し得る多様な関係機関とのネットワークを構築することにより、すべての子育て家庭を漏れなく、切れ目なく支援する。

②いじめ・暴力・不登校対策

いじめ事案の積極的な認知がすすむなど、いじめ対策に係る各事業で一定の成果が出てきている。子どもに関係する機関（学校、家庭、地域、専門員）および団体の連携、いじめ問題に関する情報共有を行った。

いじめ防止対策基本方針に基づき、いじめの防止、早期発見・早期対応のための施策の一層の充実を図る必要がある。引き続き関係機関の情報連携・情報共有の推進を図るとともに、必要に応じて「高島市いじめ問題防止基本方針」の見直しに関する調査、検討および協議を行う。

③少年非行対策

少年補導委員主催の交流活動が実施できるなど、少年補導委員とのふれあい活動が充実した。

非行等、問題行動がある青少年が対象となるが、本人、家庭の状況から個別対応が必要と判断した場合は「子ども・若者支援センター“あすくる高島”」で支援した。

５つの支援プログラム「生活改善、自分探し、就学、就労、家庭」により、個に応じた支援を行う。

ネットワーク体制を活かし、専門性に支えられた支援、連携による支援を適時・適切に行う。

アウトリーチによる相談・支援を効果的に導入する。研修会の実施、他機関の協議会・研修会への積極的な参加により、関係者の資質向上を図る。

④子どもの薬物乱用防止

少年補導委員会による非行防止・被害防止の出前教室「おでかけ隊」の認知度が上がっている。

また、薬物乱用防止教室については、実験やグループワーク、ロールプレイを盛り込み、考えることを大切に教室を市内小中学校、高等学校で実施できた。

今後は市内の全校で実施できるよう、おでかけ隊をさらに周知し、「非行・被害の未然防止啓発」として継続する。

⑤子どもの安心・安全の確保

小学校入学生に児童用防犯ブザー（３３０個）を、中学校入学生に通学用ヘルメット（３４０個）を購入し、登下校時の安全確保に努めた。

また、スクールガード（３９５人）の協力を得て、児童の登下校時に見守り活動を行い、事件・事故から子どもたちを守ることができた。

(5) 同和問題

① 不当な差別の解消

差別意識の解消に向けて、人権教育、人権啓発事業の中で、同和問題を重要な柱として推進します。また、就職差別のない公正な採用選考を促進するため、企業や事業所に対して、公正採用選考に向けての促進を図ります。

ア 企業内公正採用・人権啓発推進事業（商工振興課）再掲 →P4 1(1)(iv)人権啓発 ②-ア 参照

イ 労働者福祉対策事業（商工振興課）

就職差別のない公正な採用選考を促進するとともに、市内における対象地区住民をはじめとする就職困難者等の就職の機会等、雇用促進を図るため、関係機関、事業所が連携協働して事業に取り組む。

- ・人権研修会（6月12日（総会終了後））
- ・先進地視察研修（12/24）
彦根市地域総合センター人権・福祉交流会館、パナソニックアソシエイツ滋賀(株)
- ・学習会（1月21日）「外国人雇用管理セミナー」
- ・就労対策にかかる情報交換会（1/30）
- ・高島職業対策連絡会への負担金 40,000円

ウ 人権啓発活動推進事業（人権施策課）再掲 →P3 1(1)(iv)人権啓発 ①-ア 参照

エ 人権教育推進事業（社会教育課）再掲 →P1 1(1)(i)社会教育 ①-ア 参照

オ 人権相談事業（人権施策課）再掲 →P6 1(2)救済 ①-カ 参照

【評価と今後の改善取組】

先進地視察研修により、被差別部落の歴史や現状、また、障がい者雇用が進んでいる事業所を訪問し、障がい者と共に働くための環境づくりについて学ぶことができた。「外国人雇用管理セミナー」では、市内事業所に入管法や在留資格についての理解を深めてもらう機会となった。

引き続き、先進地視察研修等により、様々な人権問題に対する理解を深め、就職の機会均等を図る。

(6) 外国人

①言葉の壁の解消

交流や研修等を通して、お互いの文化を尊重し、違いを認め合うことで、外国人に対する正しい理解を深めるとともに、多文化共生が図られるよう努めます。

ア 外国語教育推進事業（A L T）（学校教育課）

各中学校区に外国語指導助手を配置し、各小学校において外国語活動・外国語科の授業を通して外国語に慣れ親しむとともに、外国の人とふれ合い、受け入れ、誰ともつながり合おうとする態度は継続して身に付いてきた。それぞれの文化について直接話を聞く機会を設定するなどして、小中学生の異文化理解を深めることができた。これらにより、小中学生の積極的に英語でコミュニケーションをもとうとする意欲が高まり、コミュニケーション能力の向上が図れた。

計画どおり、令和6～8年度の外部委託派遣業者を選定、契約締結することができ、安定的な人員配置によるA L Tとのチームティーチングを行うことにつながった。

イ 外国人児童生徒協力員配置事業（学校教育課）

対象児童生徒が日本の生活にうまく馴染めるようにと、外国人児童生徒指導協力員が母国語による日本語指導や、外国語児童生徒支援員が日本語による学校生活の支援を実施した。対象児童生徒の日本語力、コミュニケーション力の向上や心の安定につながった。

- ・外国人児童生徒指導協力員（4人）
- ・外国人児童生徒支援員（5人）

ウ 社会教育一般事業（桜美林大学孔子学院高島学堂開設事業）（社会教育課）

再掲 →P1 1(1)(i)社会教育 ②-ア参照

エ 英語版ごみの出し方作成（環境政策課）

言葉の壁の解消により安心して生活が送れる環境づくりに取り組む。

英語版の説明資料を提供することにより、外国人が暮らしやすい生活環境の整備を推進することができた。

オ 多言語3者間通訳委託業務（通信指令課）

外国人からの119番通報を円滑に行うため、通訳の委託を行い対応する。

日本語を話せない外国人からの救急要請4件。通訳によりスムーズな災害対応につながった。

②不当な差別の解消

偏見からくる就職差別の解消に努め、相互理解にむけて、市民の国際意識の高揚や国際理解に関する学習機会の充実を図ります。

ア 在日外国人福祉給付金事業（社会福祉課）

日本に在留する外国人で、国民年金法の改正により国籍要件が撤廃された際、すでに高齢のため老齢年金等の支給対象とならなかった者または、すでに障害が発生していたため障害年金等の支給対象とならなかった者に、福祉給付金を支給し在日外国人の福祉の増進を図る。

障害者福祉給付金対象者1人 313,567円

イ 企業内公正採用・人権啓発推進事業（商工振興課）再掲 →P4 1(1)(iv)人権啓発 ②-ア 参照

【評価と今後の改善取組】

①学校教育による言葉の壁の解消

直雇用ALTのフォロー、外部委託派遣業者との連携により、ALT11人を安定的に配置することができ、市内の小中学校における外国語教育を推進することができた。

令和6年7月に直雇用ALTの任期が満了し、2学期からは11人すべてが外部委託派遣によるALTとなる。委託業者との連携から、ALTのスキルアップを図り、より一層、小中学生が外国語になれ親しみ、異文化を理解し、誰とでもつながり合おうとする態度を養う。

また、市内小中学校に在籍する外国人児童生徒に対しては、母国語による学習や生活を指導協力員が支援したが、想定外の転入や、言語によっては支援者を見つけることが困難であることから、指導協力員や支援員の配置が十分に行えなかったケースがあった。

このことから、母国語による支援員や、ボランティアの情報収集を継続して行い、人材確保に努める。また、ICT機器等を利用して、翻訳アプリによる支援をすすめる。

②地域生活における外国人への支援

英語版ごみの出し方は翻訳ツール等の充実により英訳資料の需要はそれほど高くないが、市民生活に関する外国人住民への説明対応が円滑に行えた。

今後は、市役所の窓口業務全般について、多言語対応やデジタルコンテンツの整備を研究する必要がある。

(7) 患者

① 患者主体医療の確立

患者が主体的に参加できる医療となるよう、人権推進倫理委員会を設置し、医療従事者の人権意識の高揚や患者の権利に関する認識の向上、医療行為にかかわる倫理の確立に努めます。

ア 総合相談窓口の設置（高島市民病院 患者相談支援室）

全ての患者を対象にした総合相談窓口の充実を図る。患者相談支援室長が主となり相談を受けるが相談内容により各専門部署に依頼し対応する。

総合相談窓口	相談件数	231 件
内訳	がん相談	125 件
	医療相談	55 件
	介護・福祉相談	35 件
	その他	16 件

イ 人権推進倫理委員会の設置（高島市民病院 病院総務課）

高島市民病院における患者の人権およびプライバシーの保護をはじめ倫理上必要な事項について検討するため、医師・看護師・医療技術者・事務職員、院外委員により構成した委員会を設置する。

・人権推進倫理委員会の開催

第1回委員会（R6.5.10）

「緊急整復固定加算および緊急挿入加算取得のための、日本脆弱性骨折ネットワークレジストリへの症例登録」他3案件の審査

第2回委員会（R6.6.21 書面決議）

「主体的に出産に関与したととらえることができる出産体験」の審査

第3回委員会（R6.6.21 書面決議）

「視点反応・眼球運動のデジタルフェノタイプと認知機能との関連解析」の審査

第4回委員会（R6.10.22 書面決議）

「腹腔鏡下総胆管結石除去術の多施設共同症例登録研究」の審査

第5回委員会（R7.2.20 書面決議）

「キャノンメディカルシステムズ株式会社製 CT 装置により撮影された臨床データの収集」の審査

第6回委員会（R7.2.20 書面決議）

「滋賀県周産期死亡調査」の審査

第7回委員会（R7.3.6 書面決議）

「冠動脈ステント留置後の外科手術周術期におけるアスピリン継続の有用性を検証する多施設ランダム化比較試験」の審査

・各種学習会への参加

カスタマーハラスメント対応職員研修（病院職員 41 名参加）

内容：病院顧問弁護士による患者の権利の尊重、患者からの不当要求対応等の講演

【評価と今後の改善取組】

① 総合相談窓口の設置

外来一在宅療養支援部一患者相談支援室間で定期的にカンファレンスを開催、外来相談機能充実に情報の共有や課題について話し合った。外来担当の MSW1 名が年度途中から欠員となった。職員の確保が難しく、ほか担当者が掛け持ち対応した・がんサロン開催時にミニ講座を3回行った。

がん相談フローチャートを見直す。病気になっても働き続けられる仕組み作りに、就労支援の窓口が設置できるよう院内外の関係各所と協働する。

② 人権推進倫理委員会の設置

人権推進倫理委員会においては、臨床研究等について適正な審査を行った。

病院職員対象とした患者の権利の尊重と不当要求対応についての研修会を開催し、患者サービスの向上を図った。

必要に応じ、人権推進倫理委員会を適正に開催する。

より多くの職員が受講できるよう、病院主催の人権研修を開催するとともに、市役所等で開催される研修会へ積極的に参加する。

(8) インターネットによる人権侵害

① 人権侵害防止のための啓発と関係機関との連携による対応

インターネット上においては、匿名による書き込みが可能なことを悪用して、個人の名誉やプライバシーを侵害するなどの種々の人権問題が起きています。インターネットを正しく使用し、人権侵害をなくす必要があります。

ア 人権教育基礎講座（社会教育課）再掲 →P1 1(1) i 人権教育・人権啓発① -イ 参照

イ 職員人権研修（社会教育課・人権施策課）再掲 →P9 1(3) 行政側の推進体制② -ウ 参照

ウ 人権相談・支援体制の連携（人権施策課）再掲 →P8 1(2) 救済 ③-ア 参照

(9) 様々な人権問題

① 犯罪被害者支援

犯罪被害者等の人権と幸福を追求する権利の保障を基本に、被害者が被った苦痛等からの回復のために、その置かれている状況や実情にあった適切な支援を継続して行うための制度を構築する。

ア 犯罪被害者支援事業（市民課）

犯罪被害者支援条例

遺族見舞金 30 万円 0 人 傷害見舞金 10 万円 0 人

② 北朝鮮当局によって拉致された被害者等

拉致問題は、国民的問題であり、これをはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題についての関心と認識を深めていくことに努めます。

ア 人権啓発活動推進事業（人権施策課） 再掲 →P3 1(iv)人権啓発 ①-ア 参照

③ 刑を終えて出所した人

全ての国民が、犯罪や非行の防止と、過ちを犯した人の立ち直りについて理解を深め、それぞれの立場においてチカラを合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を構築します。

ア 社会を明るくする運動（社会福祉課）

7 月を強調月間とし、各事業を実施

- ・ 市内 J R 各駅、朽木道の駅、湖西中学校前等での街頭啓発
- ・ 市長への内閣総理大臣メッセージの伝達、広報
- ・ 小中学校に作文コンテストの応募依頼を実施した。
小学校：199 点、中学校：402 点（R6 実績）

【評価と今後の改善取組】

①犯罪被害者支援

対象者の申請は無かった。おうみ犯罪被害者支援センターとの情報共有に努め、給付もれを防ぐ。

②社会を明るくする運動

昨年度に続き街頭啓発を実施することが出来た。作文コンテストについて、より多くの学校、児童生徒に参加してもらえよう、呼びかけを継続する。